

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準 を定める条例及び堺市会計年度任用職員 の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例

(堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第1条 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第19条中「第44条」を「第26条の8」に改める。

(堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(期末手当)」を付し、同条第1項中「この条において」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第10条の2 勤勉手当は、基準日の1か月前の日から基準日まで引き続いて在職する規則で定める会計年度任用職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、常勤職員との権衡を踏まえ、規則で定める。

第11条に見出しとして「(期末手当及び勤勉手当の不支給等)」を付し、同条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中堺市公営企業職員の給

与の種類及び基準を定める条例第19条の改正規定は、公布の日から施行する。